

## 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市体育施設条例の一部を改正する条例

東近江市体育施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東近江市布引運動公園の部中「東近江市布引運動公園」を「東近江市総合運動公園」に、「体育館」を「布引体育館」に、「プール」を「布引プール」に、「多目的広場」を「布引多目的広場」に、「ゲートボール場」を「布引ゲートボール場」に、「弓道場」を「布引弓道場」に、「陸上競技場」を「布引陸上競技場」に、「多目的グラウンド」を「布引多目的グラウンド」に、「グラウンドゴルフ場」を「布引グラウンドゴルフ場」に改め、同表東近江市トレーニングセンターの部を次のように改める。

東近江市平田体育館	東近江市下羽田町54番地
-----------	--------------

別表第1 東近江市永源寺運動公園の部中「広場」を削り、同表東近江市能登川スポーツセンターの部中「武道館」を削る。

別表第2 東近江市布引運動公園の部中「東近江市布引運動公園」を「東近江市総合運動公園」に、「体育館」を「布引体育館」に、「プール」を「布引プール」に、「多目的広場」を「布引多目的広場」に、「ゲートボール場」を「布引ゲートボール場」に、「弓道場」を「布引弓道場」に、「陸上競技場」を「布引陸上競技場」に、「多目的グラウンド」を「布引多目的グラウンド」に、「グラウンドゴルフ場」を「布引グラウンドゴルフ場」に改め、同表東近江市長山公園の部中「までとし、テニスコートの使用期間は、3月1日から11月30日」を削り、同表東近江市トレーニングセンターの部中「東近江市トレーニングセンター」を「東近江市平田体育館」に改め、同表東近江市能登川スポーツセンターの部中「武道館」を削る。

別表第3 東近江市布引運動公園の部中「東近江市布引運動公園」を「東近江市総合

運動公園」に、「体育館」を「布引体育館」に、「プール」を「布引プール」に、「多目的広場」を「布引多目的広場」に、「ゲートボール場」を「布引ゲートボール場」に、「弓道場」を「布引弓道場」に、「陸上競技場」を「布引陸上競技場」に、「多目的グラウンド」を「布引多目的グラウンド」に、「グラウンドゴルフ場」を「布引グラウンドゴルフ場」に改め、同表東近江市トレーニングセンターの部中「東近江市トレーニングセンター」を「東近江市平田体育館」に改め、同表東近江市永源寺運動公園の部広場の項を削り、同表東近江市能登川スポーツセンターの部武道館の項を削り、同表備考2中「陸上競技場」を「布引陸上競技場」に、「弓道場」を「布引弓道場」に改め、同表備考7中「布引運動公園」を「東近江市総合運動公園」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

体育施設の名称の見直しを行い、市及び施設の認知度の向上を図るため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。